

会 議 録

会議の名称	第2回小学校等閉校後施設活用検討委員会（三草小学校）
開催日時	令和7年11月26日（水曜日） 午後6時51分から午後8時5分まで
開催場所	三草ふれあい広場
<p>【出席委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上福田地区代表区長・下三草区長 大西 良男 ・上福田地区前代表区長 藤原 一郎 ・上三草区長 西山 直樹 ・木梨区長 上月 均 ・藤田区長 石古 覚 ・山口区長 田尻 清治 ・馬瀬区長 大前 円義 ・牧野区長 田尻 強 ・吉馬区長 藤原 秀雄 ・やしろ台区長 豊田 哲二 	
<p>出席した事務局職員の氏名及びその職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務財政部長 三木 秀仁 ・総務財政部管財課長 尾崎 佳美 ・総務財政部管財課副課長 藤原 優子 ・総務財政部管財課財産管理係長 田中 順也 ・教育振興部教育総務課長 西山 英希 ・教育振興部教育総務課副課長 堅田 美佳 ・市民協働部人権協働課長 小坂 淳子 ・市民協働部人権協働課主任 大西 祥隆 ・まちづくり政策部長 藤原 英樹 	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p><u>1 議題等</u></p> <p>（1）協議事項</p> <p style="padding-left: 40px;">社地域小学校等施設及び跡地における活用例（素案）について（説明）</p>	

三草小学校の施設及び跡地の活用方法について（協議）

2 資料名

- ・ 第2回小学校等閉校後施設活用検討委員会(三草小学校) 資料 1
- ・ 社地域小学校等施設及び跡地における活用案（素案） 資料 2

3 会議の経過

- (1) 開 会
- (2) 社地域小学校等施設及び跡地における活用案（素案）について（説明）
- (3) 三草小学校の施設及び跡地の活用方法について（協議）
- (4) 閉 会

4 会議内容

- (1) 社地域小学校等施設及び跡地における活用案（素案）について（説明）

市：今回素案を作成させていただいたのは、社地域の5小学校、米田こども園及び鴨川保育園の7施設になります。

資料2 ページをご覧ください。

2番、跡地等の活用に係る市の方針は次の3つになります。1つ目が公共施設の集約化に伴う地方債の活用です。社学園を建設する工事で有利な起債、借金を活用するために、社学園及び閉校後に活用予定の施設の延床面積が社学園の整備前の施設の延床面積を超えてはいけないという条件があります。具体的に言いますと、下の表に書いてあるように、社地域の5小学校と社中学校の延床面積 27,100 m²よりも社学園と閉校後に活用する施設の延床面積がこれより減少しなければいけないことから、27,100 m²から社学園分 19,300 m²を引いた 7,800 m²が閉校後に活用できる施設の最大の延床面積になります。加えて、令和7年4月から集約化により、活用する見込みのない施設についても、令和12年3月31日までに解体撤去した場合は、同じように有利な借金を活用できることになりました。そのため、7,800 m²未満であったとしても、活用が見込めない施設は、令和12年3月31日までに解体撤去する方針です。なお、施設の所有権を加東市以外に移転する場合、解体撤去せずに残すことができます。また、米田こども園と鴨川保育園についても解体撤去する場合は、同様に有利な借金を活用することができます。

次に3ページ、2つ目の方針です。活用の優先順位は、市、地域、民間になります。公共施設としての活用を優先に検討し、公共施設として活用しない場合は、地域での活用を検討します。そして、市及び地域で活用しない場合は、民間事業者への売却や施設の解体撤去を実施しま

す。

次に市の方針の3つ目、費用負担です。公共施設として引き続き施設を使用する場合は、市が改修工事費等全ての費用を負担します。また、施設を減築後、地域が使用する場合は、市が減築費用を負担します。

これらの方針をもとに、現時点における跡地活用案を以下のとおり決定しました。まず、社小学校です。市及び地域による効果的な活用がないことに加えて、土地について民間事業者による効果的な活用の可能性があることから、住宅地として民間事業者に売却します。次に福田小学校です。社小学校と同じ理由で民間事業者に売却または貸付します。米田小学校です。市が公共施設用地として活用する、地域による効果的な活用がない、底地整理が未完了である、市内各所からのアクセスが良いため、公共施設用地に適していることから、公共施設用地として引き続き市が活用します。ただし、施設は令和12年3月末までに解体する予定です。4ページをご覧ください。三草小学校です。市及び地域による効果的な活用がないことに加え、施設及び土地について他の行政機関や民間事業者による効果的な活用の可能性があることから、現在、他の行政機関による公共施設としての活用を要望しています。鴨川小学校と鴨川保育園については、土砂災害警戒区域であり、安全性が確保できないことから、施設を解体撤去後、所有者に土地を返還します。米田こども園については、市及び地域による効果的な活用がないこと、底地整理が未完了であること、活用にあたっては課題がある、洪水浸水想定区域である、駐車場が少ししかないというような様々な課題がありますので、底地整理が完了するまで市が保有し、適切な時期に活用方法を決定します。ただし、施設は令和12年3月末までに解体撤去します。結果として、市が保有するのは、米田小学校及び米田こども園の土地のみで、それ以外については、民間事業者や他の行政機関などに売却等を考えています。

この方針に基づく活用までのスケジュールですが、三草小学校については先ほど説明させていただいたように、現在、県など他の行政機関による公共施設としての活用を要望しておりますが、もし、活用が決まらない場合は、令和11年度に解体撤去する予定です。その他の施設については、予算を平準化するため、令和9年度から11年度にかけて、1年に2から3校ずつ解体撤去する予定です。このスケジュールは現時点でのスケジュールですので、変更になることがあります。ご了承ください。

次に5ページ、これまでの跡地等の活用における検討についてです。

先ほど説明させていただいたとおり、市、地域、民間事業者の順に検討しました。市では、令和3年度から公共施設としての活用について検討してきましたが、現時点で一部の土地を除き公共施設として活用する予定はありません。これは、公共施設の適正化の推進に加え、施設規模や老朽度、費用対効果から利活用に適した活用方法がないためです。しかし、米田小学校及び米田こども園の跡地は公共施設用地として引き続き市が保有し、適切な時期に活用方法を決定します。

次に地域による活用の検討です。令和6年6月から10月まで小学校区ごとに、区長会や婦人会、シニアクラブなど各種団体の代表者で構成した小学校等閉校後施設活用検討委員会を開催して、地域による活用について、市と地域で協議検討してきました。その結果、一部の地域（福田地域と鴨川地域）から、公共施設としての活用案や、公共施設として活用する場合の地域の活用案が提出されました。しかし、地域から提出された公共施設としての活用案については、使用頻度が少ないことに加え、代替施設での活用が可能であると判断し、現時点で地域の提案に基づき、公共施設として活用する予定はありません。なお、その他の地域の小学校等閉校後施設活用検討委員会が出た意見などについては、5ページの下段から学校ごとに記載しています。時間の都合により、三草小学校のみ説明させていただきます。資料8ページをご覧ください。三草小学校は、令和6年6月13日に第1回小学校等閉校後施設活用検討委員会を開催しました。そこで出た主な意見は、避難所がなくなるのは不安である、地域では人的にも費用面でも維持管理するのは難しい、小さな施設を公共施設として残してほしい、スポーツ少年団が使用しているので運動場は残してほしい、持続可能かつ周辺地域に対して理解のある事業者に売却してほしい、災害時には避難所として活用できることを条件として、民間事業者に売却してほしいなどの意見が出て、最終的に検討委員会の結論として、「運動場と屋外トイレを残してほしい。校舎を売却する場合は、持続可能かつ周辺地域に対して理解のある事業者に売却してほしい。また、事業者に売却する場合は、協定等で災害時に避難所として活用できるようにしてほしい。加えて、小さな施設を公共施設として残してもらえたらありがたい。」という結論になりました。これに対する市の考えですが、「三草小学校は他の行政機関や民間事業者による効果的な活用の可能性があることから、他の公共施設誘致を優先し、その結果を踏まえて、引き続き活用方法を検討します。また、確定した跡地等の活用（準備期間を含む。）が始まるまでは、運動場及び屋外トイレを暫定利用していただけます。ただし、跡地等活用方法決定や老朽化

等により、施設を使用できなくなる場合は、他の社会体育施設の活用をお願いしたい。」と考えています。その他の地区の検討委員会でも避難所がなくなることに対する不安と、地域コミュニティ施設として残してほしいとの意見が出ていました。加えて、米田小学校の検討委員会では、三草小学校区と同様にスポーツ少年団がグラウンドを使用されているため、運動場と屋外トイレを残してほしいという意見が出ていました。

次に資料 10 ページ、民間事業者への売却等をご覧ください。市での活用、地域での活用の後に民間事業者への売却等について検討しました。市及び地域による活用がないことに加え、民間事業者からの提案を踏まえ、効果的な活用の可能性がある社小学校と福田小学校の跡地を民間事業者へ売却又は貸付します。

次に活用にあたっての留意点について説明させていただきますので 11 ページをご覧ください。

まず、施設の老朽度です。令和 3 年 3 月に施設の劣化状況調査を実施した結果、ほとんどの施設が引き続き使用することができますが、一定期間使用する場合は、長寿命化改修工事を実施する必要があります。なお、米田こども園及び鴨川保育園については、劣化状況調査を実施していないため、使用する場合は、調査を実施する必要があります。

次にコストになります。施設を引き続き使用する場合は、設備も老朽化しているため長寿命化工事費は高額になります。また、施設規模が大きいことから、維持管理費も高額になります。加えて、令和 12 年 4 月 1 日以降に解体撤去することになった場合は、先ほど説明させていただいた有利な起債が活用できないため、市の負担額が大幅に増えることになります。

地域コミュニティ施設の必要性については、使用頻度が少ない、あるいは具体的な活用方法がないため、現時点で地域コミュニティ施設の必要性は低いと考え、使用頻度の少ない施設を積極的に活用していただきたいと考えています。

次に、施設利用者への対応です。スポーツ少年団などこれまで学校施設を目的外使用していた団体等が引き続き使用できるように条例を制定し、現在使用していただいています。今後の使用については、部活動の地域展開の状況による学校施設の使用状況を考慮した上で検討していく必要があるため、引き続き調整しながら新たな活用場所の確保に努めます。

次に 12 ページ、避難所の必要性についてです。多くの検討委員会で避難所がなくなるのは不安であるという意見が出ました。社学園が避難

所になったため、避難所の収容人数は242人、現状より増えています。しかし、近くの避難所がなくなるため、早期避難が可能な場合は、早期避難を実施します。また、引き続き避難所として指定できる施設があれば指定していきます。現在、避難所として指定できる施設について、1施設協議をしている状況ですが、これからも指定できる場所があれば、指定していきたいと考えています。なお、避難所の指定にあたっては、高齢者や障害のある方など避難に支援が必要な方を取り残さないように、規模の小さい施設にも着目した分散避難の推奨や、民間事業者への委託、具体的にはバス事業者やタクシー会社などに災害時に送迎していただけるよう協議をしていますので、避難支援が必要な方の避難手段の確保にも努めていきたいと考えています。避難所の追加、避難支援が必要な方など避難弱者の避難の両面から引き続き安心安全なまちづくりに努めます。

次に民間事業者による活用の可能性です。令和5年8月から9月にサウンディング型市場調査を実施しました。これはどういう調査かといいますと、対話型の調査で、例えば民間事業者による施設の活用の可能性があるのか、どういう条件だったら活用するのかなど民間事業者と対話しながら民間事業者のニーズなどを聞く調査になります。この調査を実施し、民間事業者5者から提案がありました。三草小学校については、2者から提案があり、お茶の栽培をメインとした複合施設の提案と放課後デイサービス事業、生活介護事業、就労継続支援B型事業を行う地域に開かれた福祉事業所の提案でした。その他の提案については、説明を省略させていただきますので、後ほどご覧ください。

次に暫定利用です。跡地の活用方法が決定するまで、暫定利用していただけるように条例を制定し、現在、スポーツ団体等に運動場と体育館を使用いただいています。社小学校については、校舎、運動場及び校舎前の駐車場を令和8年3月から令和10年9月まで貸付けする予定です。

15、16ページについては、これまでの検討に係る取組について記載していますので、後ほどご覧ください。

次に17ページ、地方債についてです。社学園の建設工事と活用見込みのない施設の解体撤去工事は、1番上に記載の公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の活用を考えています。例えば、解体撤去費が5億円の場合、その90%、4億5,000万円借りることができ、その4億5,000万円に対して地方交付税ということで国から措置されるお金がありますが、その措置額の計算に借りた額の半額である2億7,500

万円を含んで交付されるということになります。要するに工事費の約45%程度が市に返ってくるということで有利になります。ただし、この起債を活用するためには要件がありまして、社学園の供用開始から5年以内の令和12年3月31日までに解体撤去もしくは、面積を減少させる必要があります。ですので、令和12年4月1日以降に解体撤去した場合、一番下の除却事業を活用することになり、工事費の90%を借りられますが、交付税措置率0%ですので、解体撤去費は全て市が負担することになります。

次に18ページ、財政見通しをご覧ください。加東市では、令和5年度以降は単年度、1年間の会計では、歳入より歳出が上回っている状況になっており、令和5年度から令和16年度までの歳入歳出の不足額合計は、96億1,700万円と予測しています。これらの不足額については、これまで積み立ててきた基金、要は貯金ですが、貯金を切り崩して賄っていく予定です。しかし、不足分に充当できる基金というのが財政調整基金という貯金になりますが、この貯金が令和16年度末には2億7,600万円になると予測しています。これは例えば、下から2つ目の表で見ていただきますと、令和5年度の不足額は5億1,800万円ですので、先ほど説明させていただいた財政調整基金2億7,600万円の場合、令和5年度の不足額を補うことができないことになります。ですので、2億7,600万円というのは、十分な貯金ではないということになります。

次の19ページ、20ページには、避難所一覧を記載していますので、こちらについても後ほどご覧ください。

最後に21ページをご覧ください。こちらは令和5年11月から令和7年9月末までに地域、民間事業者、個人から提出していただいた提案一覧です。一番左の列に小学校名を記載していますが、その横が先ほど説明させていただいた、現時点での市の活用案になります。そして、その横が地域から出た提案ということで、福田地域と鴨川地域から提出された提案を記載しています。次にその横、右から2列目が民間事業者から提出された提案、そして一番右が個人から提出された提案になります。全部を説明する時間がないので、三草小学校のみ説明させていただきます。民間事業者からの提案は、サウンディング型市場調査で提案のあった放課後デイサービス事業、生活介護事業、就労継続支援B型事業を行う地域に開かれた福祉事業所の提案と、お茶の栽培をメインとした複合施設の提案のほか、サッカーなどのスポーツ施設及び宿泊施設、それからスポーツ少年団から野球の練習場の提案が出ています。他には、牛や小動物と触れ合える牧場公園及び道の駅その他、ホテル、バー

ベキュー場の提案を受付しました。提案の前に二重丸や黒丸や四角の記載がありますが、表の1番下に記載しているとおり二重丸は提案者が自らの費用で自ら実施する提案になります。四角は市が実施することを想定した提案です。黒丸はクラウドファンディング、補助金等の活用や市の人的又は資金面での支援が必要な提案です。個人からの提案については、ゴルフ特化型研修センター、レストラン、ゴルフ工房などの複合施設、お茶をメインとした複合施設として三草茶テーマパーク事業の他にも、みんなが集まれる場所やパン、カフェなどの複合施設としての提案が提出されました。また、高齢の方が市や社会福祉協議会などと一緒に学んだり遊んだりする施設、市の問題解決への取組や悩み事を相談できるシニア学校の提案や、事業用地として一般企業に貸付けする提案も受付しました。合計で民間事業者から4提案、個人からは7提案受付しましたが、市の財政状況を考えた時に、市が費用を捻出して施設を活用するというのは難しい状況です。一方、地域からは一部公共施設として残していただくか民間事業者に売却する場合には、避難所として使えるようにしてほしいというような要望がありましたので、現時点で他の行政機関による公共施設としての活動を要望し、例えば災害時に使用できるよう協議をしていきたいと考えています。

資料についての説明はこれで終わりになりますが、先ほど説明しました提案を提出された個人の方から、小学校等閉校後施設活用検討委員会の皆様に伝えていただきたいことがあると切望されておりますので、別途お配りしている資料をご覧ください。簡単に説明させていただきますが、市からの資料ではありませんので、地域の皆さまに配布されるかどうかにつきましては各区長様でご判断いただければと思います。

それでは資料1ページをご覧ください。題名に記載しているとおり、地域の皆様に三草小学校を地域の文化と記憶を未来に繋ぐ場所として残したいということを伝えていただきたいという思いで資料を提出していただいています。その理由の1つ目として、三草小学校には他にない暖かさがあるということ、2つ目に建築物として大変価値があるということです。平屋の回廊式であることから子供たちの気配が感じられる、校舎の中にスペースがある、グラウンドも遊びやすい、茶畑もあることから、安心安全に使える施設ではないかということです。そして3つ目の理由として、全国的にも大変珍しく歴史のある茶畑があり、それを今まで子供達や地域の方で守り繋いできたことから、茶畑を活用していろんな商品を生み出したり、お茶について学習したりする施設として活用するのがいいのではないかという意見を持たれています。それから

避難所としての活用ということで、資料に1から5まで書いてありますが、高台にある、平屋である、下駄箱があるなどから、避難所としての価値があると思われています。そして、最後にということで、子供達にとって三草小学校は自分達の居場所だったので、小学校がなくなることは大変ダメージを受けるので、そういった思いを汲み取っていただきたいということでしたので、提出いただいた資料を紹介させていただきました。詳細については、後ほどご覧ください。

それでは、説明が終わりましたので、これから素案に対するご質問や協議の時間を設けさせていただきたいと思えます。なお、今後のスケジュールですが、12月ぐらいまでを目途に各地区を回らせていただき、いただいたご意見等を踏まえて、市が最終的な活用方法を来年3月に決定させていただく予定ですので、ご意見等あればおっしゃってください。

(2) 三草小学校の施設及び跡地の活用方法について（協議）

委員： 意見ではないんですが、この文章を私も2、3回読んで、村の人とも読んで「こんなことが書いてある」というのはわかったんですが、社小学校や福田小学校の跡地活用や、三草小学校の他の行政機関の話もでて、少しはいろんな形で期待しています。いずれにせよ期限があるもので、また補助金とかいろんなことがあるからいい方向へ向かっていると思います。ただし、21ページのところで懐かしい言葉をいろいろと見まして、そういう検討をしたと思いましたが、提案者とまだ継続的に検討しているんですか。民間事業者や個人の提案については、極論を言えば、もう却下されたんですか。

市： 現時点で提案を踏まえて、この結論にさせていただきました。

委員： 21ページについては、過去のこういった課題がありましたねという言葉の整理されたような形やね。

市： 提案の受付については採用する、採用しないということではなく、跡地活用検討の参考にさせていただくために受付させていただき、出てきた提案を総合的に判断した結果、市が費用を負担して施設を活用するのは厳しいため、民間事業者などがご自分の費用で施設を活用していただける提案を優先的に検討させていただきました。

委員： 鴨川小学校は更地にして、土地所有者に土地を返却と書いてありますが、それ以外のところは市の所有地になると思います。民間事業者が活用しない場所は更地にしてフェンスを張って、セメントを打つかどうかはわかりませんが、「市有地」という看板を立てて、ずっとその後は維持管理されるということですか。

市：米田小学校と米田こども園については、市が引き続き所有し、公共施設を建てるなどで活用する予定です。また、現時点で見込みがあるところから優先して売却しようと考えていますが、民間事業者のニーズも刻々と変わっていくので、どうしても売却等ができない場合は、活用が決まるまで引き続き市が所有することになります。

委員：建物は潰しても土地はなくなるらないので、市の遊休資産になり、将来活用方法が見つかれば活用していくということですね。

市：グラウンドはすでにグラウンドという状態ですので、暫定利用ができる場合、こどもさんの少年野球であったりという活用の可能性は非常に高いのではないかと考えています。ただ、市の資産と言いながら市民の皆さんの資産ですので、それを有効に活用していく方策っていうのは、引き続きこちらもいろんなところへアプローチしながら決めていきたいと考えています。

委員：三草小学校について質問しますが、他の行政機関による公共施設としての活用を要望中とは具体的にどのような要望をしているんですか。

市：11月19日の神戸新聞に跡地活用の記事が掲載されていました。この資料の中では他の行政機関と記載していますが、新聞では多分、県などと記載していたと思います。実際に県に学校跡地を活用できないかという形で要望している状況です。県は、県立の特別支援学校が手狭になってきて対応しなければいけないという話がある中で、三草小学校も候補地として、現在、施設の活用について協議中ですが、決定していません。

委員：実はこの11月に議員さんが話されたこともありましたが、ほぼ決まったから話されたというのは語弊がありますよね。どこの施設とは言われませんでした。県の施設の云々という話がありましたので、ほぼ決まっているのかなと思ひまして。

市：決定していません。こちらが要望し、県と協議をしているところです。

委員：この13ページの三草小学校のB型事業とはどういう事業ですか。

市：福祉的な事業所で、少し障害のある方々が民間事業者から例えば封筒の袋詰めのような仕事を請け負ってされるような事業所です。

委員：資料21ページの提案一覧ですが、二重丸は提案者が実施する提案で、市は、今後この方向を優先して進められると思うので、三草小学校の場合、一番上の二重丸の提案を進めているという解釈でいいですね。

市：そういう提案をいただきましたが、第1に公共施設としての利用を考えていますので、公共施設であれば、市としての公共施設もありますし、今お話に出ていました県も当然公共施設になりますので、そちらが優先になります。

委員： まだ素案という説明もありましたが、有利な起債を活用するため令和12年3月31日までに面積を減らさないといけないということは、それまでに活用方法が決まらなければ、三草小学校についても全て解体撤去するということですね。

市： そういうことです。

委員： わかりました。

委員： 8ページの三草小学校の避難所がなくなるので不安である事に対する解決策はどのように考えていますか。文章では具体的に代替案とか施設の利用について記載していますが、自然災害、特に山間地域では山林火災の場合、2ページの記載は建屋の床面積等になりますが、グラウンド、運動場等の利用について、例えば我々の避難場所や自衛隊のヘリコプターの離着陸場など広場の利活用については、どう考えていますか。

市： 三草小学校については、他の行政機関、例えば県などによる活用を要望していますが、使われる方がどういうふうに使われるかによって、例えば運動場を使わせていただけるのかについても協議させていただきたいと考えています。跡地活用が決まっていないため、現時点で活用出来るか否かはわかりませんが、例えば県が跡地等を活用されている場合、災害時に市や地域が活用できるよう協定などを締結している事例もあります。市としてもそういうことができるのであれば、進めていきたいと考えています。

委員： 避難所がなくなることに対する不安は上福田地域の住民の思いですが、具体的な方策が提示されていないように感じました。車両移動で駐車する場所がないなど細かな避難に関しての状況を踏まえた上での不安であると思いますので、建屋だけでなく、グラウンドの活用を考えていただいて、例えば、具体的にグラウンドをどういうふうにご利用するか、ここに記載されているサウンディング型市場調査では外部委託に頼られる面が大きいですね。市としてどういう対応策を考えていらっしゃるのか。防災課も考えていると思いますが、地区別人口世帯数が少なく、超高齢ですので、そういうような災害時の避難ということは、気にするところです。

市： 跡地活用が決まらない状態で、避難所として活用しますとかグラウンドを活用していただけますということはなかなか言えないですが、安心安全に生活できるということはすごく大事なことだと思っていますので、できる限り協議させていただきたいと思っています。

市： 今おっしゃってるのは一時避難みたいな感じのことですね。

委員： そうですね。

市： やっぱり一時的に緊急に避難する場所、広場でいうと、三草地域であれば、今のところ藤田の社第ニグラウンドがあると思います。そういったところの駐車場には自衛隊の大型のヘリコプターは難しいかもしれませんが、救助用のヘリコプターは降りれると思います。あわせて今、三草小学校については、県の特別支援学校という話が出ています。当然まだ決定したものでないですし、県がお決めになることですので、この推移については見守っていかないといけないことになっていきますが、現在は多可町の特別支援学校にバスで通われていますが、狭隘化しているため、その一部として活用していただけないかと考えています。当然、県がご理解、ご納得していただいて活用されることになった場合は、当然今ある学校施設という形での活用を考えておられると思いますので、可能な範囲の中で今までと同じような形、建物がどれだけ残るかわかりませんが、残っている中で、避難所であったり、機能であったりということも含めて、今後要望や協議をしていくべきと考えています。

委員： いちおう令和 11 年までは、運動場等を暫定的に利用できるのもので、この機会にそういうお話も出てくるのかなと思っていました。

市： 先ほど 4 ページに令和 11 年度と書いてあるから令和 11 年度に解体撤去というお話でしたが、それまでに協議した結果、活用が決まらない場合、解体するとしたら令和 11 年度になりますということです。

委員： それは理解しています。

市： そこから活用がスタートするということになります。またこちらが要望している中でいろいろ協議を進めていきますが、私もこの地域の担当連絡調整員をしておりますし、今まで各検討委員会での地域のご意見を聞いておりますので、地域のご意見も踏まえて、協議を進めていきたいと考えています。

委員： 利用方法によって、避難所として利用できる内容が変わってくると思います。例えば一般の民間事業者が利用することになった場合、避難所として協力いただけない場合もあると思います。民間企業の事業を止めることになるので、避難所として活用できるかが心配でしたが、いろんな利用の仕方ができるのであれば、ぜひ活用してほしいと期待しています。

市： サウンディング型市場調査で 2 者から提案がありましたが、2 者とも災害時には優先的に地域に使っていただいてけっこうですと言われました。また、地域の意向も聞いていますので、民間事業者に売却にする場合、ある程度そういうことを考慮して募集するなど、避難所としての活用を考慮したいと考えています。これはもちろん民間事業者になった

場合になりますが、行政機関であっても協議する上で、不安というお声も聞いていますので、そういうことを考慮して進めていきたいと考えています。

委員： 確かにデイサービス事業なんかでしたら、むしろ事業的にはいろんな人のケアができる体制を持っておられるので避難所として指定して利用させていただくというのは非常に適切なことという印象は受けますね。福祉避難所であればいつでも受け入れができますので、そういう意味で安心して避難できると思います。

市： 私は総務財政部長ですが、防災課の担当もしています。その中で、現実的には2ヶ所ほど事業所を指定させていただいたところですが、当然工場の中に避難していただくとか、工場の中の食堂へ避難していただくとか、いろいろ調整をしながらしています。開放できる時間帯もありますし、そういったところも踏まえて可能な範囲で小規模になるかもしれませんが、地区の公民館も含めて避難施設を確保していきたいという形で進めているところです。

委員： 他、何かありませんか。この際、遠慮なしに、もうこれが最後だと思えます。この説明会は去年からずっと市役所に行ったり、ここで検討会をしたりいろんな形でしたものの、結果はこういう形でするしかないと思います。よく頑張っていたと思います。それで先ほどいろいろ話がありましたように、本当に避難するときは米田の人に聞いたら兵教大があるって言われてました。うちはどこがあるかと考えたら、三草小学校ぐらいしかないです。それが1つの課題になると思います。また、先ほどちょっと言いましたけど、大きな土地がただの平地、フェンスで囲った空き地になってしまうのはちょっと、小野市は県の何か庁舎を建て替えるのに誘致しているという話も聞きました。ですので、こんな土地があることをどんどんアピールしてもらって、いい方向にいくように市の職員や市議会の方に頑張ってもらいたいと思うので、どうしても仕方ないというのも1つですが、そういう提案が欲しいと思います。ほかに何かありませんか。

市： 最後に補足させていただきます。先ほどの新聞記事の話なんですけど、米田小学校は給食センターなどの公共施設として活用と書いてありましたが、決定ではありません。資料8ページに記載しているとおり、「米田小学校は底地整理が完了していないことに加え、給食センターなどの公共施設の建築の可能性を考慮し、施設の解体撤去後、公共施設用地として引き続き市が保有します」という形で説明しているとおり決定事項ではないということをご理解をお願いします。

委員： このことはもう3年ほど前にいろんな形でお聞きしていますが、まだ選定中ですか。

市： まだ決まっていません。

委員： ほかに、この件についてはこれでよろしいですか。それではこれで終わりということでもよろしいですか。

市： 皆様がこの案でよければこれで終わりになります。

委員： 令和11年度に解体撤去、まだ決まっていませんが、それまではいろんな形でアプローチされて、決まったら順次この会を持つということですか。

市： 活用方法が決定しない場合は、令和12年3月までに解体撤去になりますが、三草小学校については、幸いニーズがあります。ですので、民間事業者のニーズがある時に売却等する必要がありますので、早急に決まれば、その段階で市民や議会に説明した上で施設ごとに事業実施に向けて進めていきますので、予定が変わっていく可能性もあるということでご理解いただければと思います。前倒しになる可能性もあるということです。

委員： 可能性として、放課後デイサービス事業とか、就労継続支援B型事業を優先して進めようとしているわけですね。

市： この提案は別の事業者が出した提案で、まず県の活用を優先し、県が活用しない場合に、市も地域でも使わないので民間事業者に売却ということになります。その場合も特定の事業者に売却するのか、広く公募するのもかも決定していませんが、原則は広く公募することになります。

委員： 民間事業者による活用の可能性で、三草小学校の場合、13ページに①としてお茶の栽培をメインにした複合施設、②として放課後等のデイサービス事業といちおうこの2つの可能性あるということで話が進んでいってるんですね。

市： この提案は令和5年8月のサウンディング型市場調査で提案いただいたもので、今から県と協議し、県が活用しない場合、民間事業者による活用を検討します。よって、民間事業者による活用はずっと先になる可能性がありますので、そのときに同じように活用を希望されるかどうかもわかりません。

委員： 今、この放課後デイサービス事業を県から言ってきたことに対して市が活用を要望しているんですね。

市： いえ、これは別の事業です。

市： 市は、県が設置する障害を持った子供さんが通う学校、県の特別支援学校としての活用を県に要望しており、それを優先的に検討します。そ

して、現在、市の要望を踏まえて県に検討していただいている状況です。
ですので、この事業は民間事業者による提案で別のものです。

市： 資料の 16 ページに記載しているとおり、サウンディング型市場調査を実施した結果、事業者から提案されたもので、この調査はあくまで跡地活用方法の検討のために民間事業者から活用案を募集したものです。実際に公募することになった場合、この提案をしていただいた事業者が応募するかどうかはわかりません。

委員： 13 ページに記載しているデイサービス事業が県の事業のことですね。

市： いえ、違います。4 ページに記載している「他の行政機関や民間事業者による効果的な活用」というのは、県など他の公共団体による活用と民間事業者による活用の 2 つの活用の可能性があるという意味です。

委員： 書いた人は一生懸命書いているけど、何回読んでもわからない。余談ですけど、私も A 型 B 型に行ってますのでわかります。B 型とか A 型はたくさんの民間業者がいます。公共的な役割ですけど、いずれにせよ、こういった公共的なところに来ていただいたらほんとにいいと思います。